

保護者のみなさまへ（私学助成幼稚園向け）

幼児教育・保育の無償化に伴う町田市私立幼稚園等保護者補助金の改正について

2019年10月からは、幼児教育・保育の無償化に伴い、町田市私立幼稚園等保護者補助金（幼稚園就園奨励費補助金・保護者補助金）について以下のとおり変更となります。今般の無償化を踏まえ、引き続き、子育て支援の充実を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 給付額について

2019年9月まで		2019年10月から	
給付項目	給付上限額(月額)	給付項目	給付上限額(月額)
幼稚園就園奨励費(※1)	0～25,666円	無償化給付(※1)	25,700円
保護者補助金(※2)	3,300～9,500円	保護者補助金(※2)	1,800～6,200円
—	—	給食費の軽減(※3)	5,690円
合計	3,300～35,166円	合計	27,500～37,590円

(※1) 世帯の住民税やきょうだい数により給付上限額を決定
(※2) 世帯の住民税やきょうだい数により給付上限額を決定

(※1) 児童一人あたりの給付上限額
(※2) 世帯の住民税やきょうだい数により給付上限額を決定
(※3) 世帯住民税所得割額77,100以下、及びきょうだいカウント第3子のお子さんに限り、給付上限額を決定。

(1) 幼稚園就園奨励費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園就園奨励費の給付（0～25,666円/月）が9月で終了し、10月からは月額25,700円の無償化給付（子育てのための施設等利用給付）が開始します。

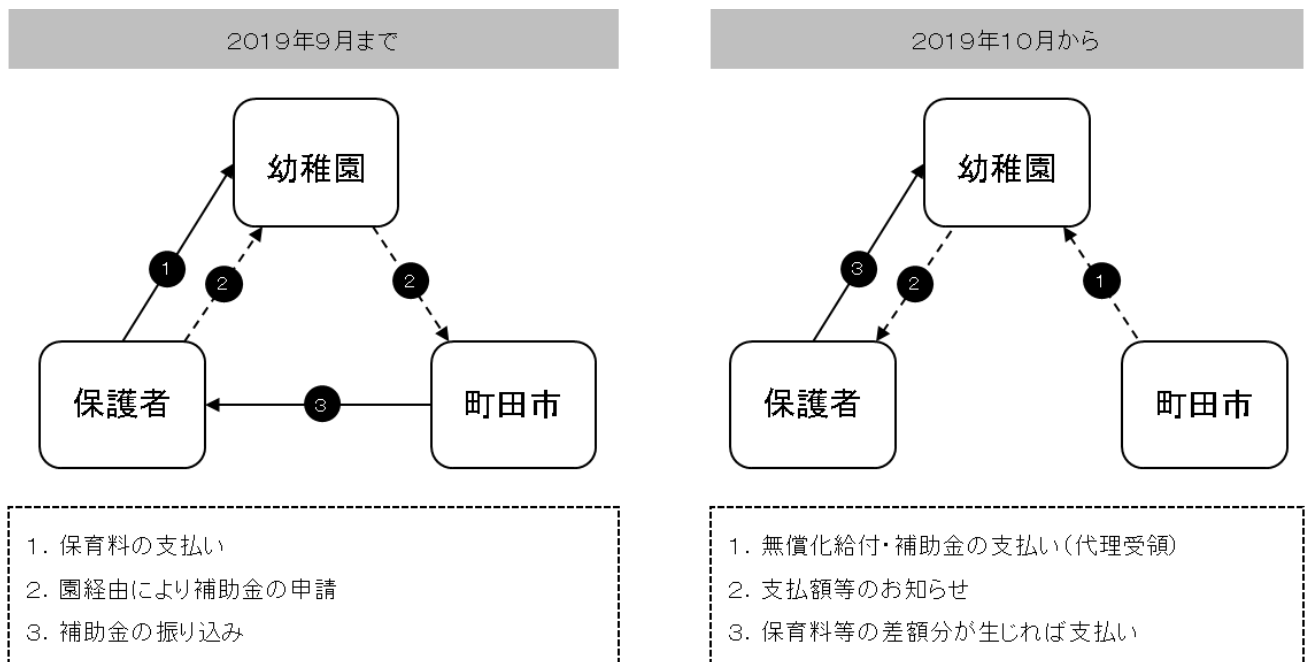
(2) 保護者補助金について

幼児教育・保育の無償化に伴い、月額25,700円の無償化給付（子育てのための施設等利用給付）が開始するため、保護者補助金の給付額は図表のとおり減額となります。

(3) 給食費の軽減について

幼児教育・保育の無償化に伴い、認可保育園・幼稚園・認定こども園などの施設類型に関わらず、図表のとおり、一定の条件の世帯については給食費用の負担を軽減します。

2. 給付のながれについて



(1) 給付の変更点について

現在は、保護者が保育料等を幼稚園に納付し、半年ごとに町田市が補助金を保護者に給付していません。10月からは、各児童分の無償化給付と保護者補助金を町田市が幼稚園に給付し（代理受領）、差額分が生じる場合のみ、保護者は幼稚園に差額分を納付することとなります。

(2) 補助対象について

保護者補助金は、各幼稚園の基本的な保育料が補助対象です。入園料は補助対象ではありません。ただし、表中の金額が1,800円ではない区分に該当する児童については、その他納付金として園が定める費用についても補助対象となります。

(3) 今後の手続きについて

10月からは、幼稚園が保護者補助金の給付額を保護者に代わって受領することとなります。保護者のみなさまは、今後、各施設から配布される所定の委任状を記入していただき、幼稚園へご提出ください。

3. 保護者補助金の区分表__2019年10月から

保護者補助金とは、私立幼稚園・認定こども園で教育時間を利用する児童の保護者に対し、保護者が支払う保育料等の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興を図ることを目的としたものです。交付方法は代理受領により在籍している園に交付します。保護者補助金の額は、次の表のとおりです。

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (幼稚園・認定こども園を利用)			保護者補助金上限額 (月額/円)		
	定 義	きょうだい カウント	1人目	2人目	3人目 以降
生活保護世帯を除き、 9月～3月…当年度分)が右の区分に該当する世帯 市町村民税(4月～8月…前年度分)	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)並びに生活保護世帯	年齢制限なし	6,200	6,200	6,200
	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)並びに所得割77,101円未満(ひとり親世帯等に限る。)		3,200	6,200	6,200
	所得割77,101円未満(ひとり親世帯等を除く。)		1,800	1,800	6,200
	77,101円以上211,201円未満	小学校3年生以下	1,800	1,800	5,600
	211,201円以上256,301円未満		1,800	1,800	5,000
	256,301円以上		1,800	1,800	1,800

- ※ 保護者補助金は、各幼稚園の基本的な保育料が補助対象です。入園料は補助対象ではありません。ただし、表中の金額が1,800円ではない区分に該当する児童については、その他納付金として園が定める費用についても補助対象となります。
- ※ 市町村民税所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は、保護者補助金の算定上対象とはなりません。
- ※ 祖父母等と同居の場合で父母の収入の合計額が生活保護基準以下の場合は、同居されている祖父または祖母等を主たる生計者として保護者補助金を決定する場合があります。
- ※ 平成22年度税制改正において廃止された年少扶養控除等は、お子さん3人目以上についてのみ控除があるものとして、再計算した金額で保護者補助金を決定します。
- ※ 結婚や離婚等により保護者(扶養義務者)に変更があった場合、修正申告等により市町村民税額が変更された場合、又は生活保護法による保護を受けることになった場合等には、保護者補助金を再計算します。必ず保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご連絡ください。

4. よくあるお問合せ

Q 1 : 子育てのための施設等利用給付の2号認定（いわゆる新2号認定）の児童は、保護者補助金の対象ですか。

A 1 : 対象となります。

Q 2 : 保護者補助金の交付申請は、これまでどおり必要でしょうか。

A 2 : 2019年10月分からは、各幼稚園による代理受領となります。そのため、保護者が町田市に交付申請を直接行う必要はありません。そのかわりに、代理受領に関する委任状を幼稚園にご提出いただきますようお願いいたします。

Q 3 : 10月からの保護者補助金の金額は、以前と比べて減額となるのでしょうか。

A 3 : 保護者補助金については9月までの金額と比べて減額になりますが、10月からは無償化給付としてすべての児童を対象に月額上限25,700円が給付されます。そのため、保護者の負担は軽減されます。ご理解いただきますようお願いいたします。

5. 幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先

問合せ内容	部署	電話	FAX
保育の必要性の認定手続きに関する事	保育・幼稚園課支援係	724-2137	050-3161-8635
幼稚園・保育園・認定こども園の無償化の給付内容に関する事	保育・幼稚園課管理係	724-2138	050-3161-8635
認可外保育施設等の無償化の給付内容に関する事	子ども総務課	724-2551	050-3101-8377
町田ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育に関する事	子育て推進課	724-4468	050-3101-9459
障がい児の発達支援に関する事	子ども発達支援課	726-6570	726-0454
	障がい福祉課	724-3089	050-3101-1653